

5 福薬業発第 1 7 2 号
令和 5 年 7 月 1 2 日

各地区薬剤師会会長 殿

公益社団法人福岡県薬剤師会
常務理事 永嶋 友洋

**オンライン資格確認等システムを活用した薬剤情報等の閲覧により
診療等を実施する場合における確認について**

平素より本会会務に格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、標記につきまして厚生労働省保険局医療介護連携政策課・同医療課より、日本薬剤師会を通じて別添のとおり連絡がありましたのでお知らせいたします。

極めて低い確率ではあるものの、保険者による加入者のデータ登録に誤りがあった等の理由により他人の資格情報が紐付けされ、患者本人以外の薬剤情報等が閲覧される事案が発生しております。

こうした状況を踏まえ、改めて調剤等を実施する場合の確認として、調剤時等における確認方法や受付窓口における確認方法の例が別添に示されております。

ご多忙とは存じますが、貴会会員へご周知いただきますようよろしくお願い申し上げます。

日 薬 業 発 第 123 号
令 和 5 年 7 月 7 日

都道府県薬剤師会担当役員 殿

日 本 薬 剤 師 会
副 会 長 森 昌 平

オンライン資格確認等システムを活用した薬剤情報等の閲覧により
診療等を実施する場合における確認について

標記について、厚生労働省保険局医療介護連携政策課・同医療課より、別添のとおり連絡がありました。

今般、保険者による加入者のデータ登録に誤りがあった等により、患者本人以外の薬剤情報等が閲覧される事案が発生しており、こうした状況を踏まえ、改めて調剤等を実施する場合の確認として、調剤時等における確認方法や受付窓口における確認方法の例が示されております。

取り急ぎお知らせいたしますので、貴会会員へご周知くださいますようお願い申し上げます。

(別添)

オンライン資格確認等システムを活用した薬剤情報等の閲覧により診療等を実施する場合における確認について

(令和5年7月4日付け事務連絡、厚生労働省保険局医療介護連携政策課ほか)

< 別 添 >

事 務 連 絡
令和 5 年 7 月 4 日

関 係 団 体 御中

厚生労働省保険局医療介護連携政策課
厚 生 労 働 省 保 険 局 医 療 課

オンライン資格確認等システムを活用した薬剤情報等の閲覧により
診療等を実施する場合における確認について

標記につきまして、別紙のとおり、地方厚生(支)局医療課、都道府県民生主管部(局)国民健康保険主管課(部)及び都道府県後期高齢者医療主管部(局)後期高齢者医療主管課(部)あて連絡しましたので、別添団体各位におかれましても、関係者に対し周知を図られますよう協力方お願いいたします。

事務連絡
令和5年7月4日

地方厚生（支）局医療課 都道府県民生主管部（局） 国民健康保険主管課（部） 都道府県後期高齢者医療主管部（局） 後期高齢者医療主管課（部）	}	御中
---	---	----

厚生労働省保険局医療介護連携政策課
厚生労働省保険局医療課

オンライン資格確認等システムを活用した薬剤情報等の閲覧により
診療等を実施する場合における確認について

医療保険制度の運営につきましては、平素より格別の御高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

オンライン資格確認等システムについては、令和3年10月より本格運用が開始され、令和5年6月25日現在で約78%の医療機関・薬局で運用が開始されているところです。医療機関・薬局におかれては、現場での大変なご尽力をいただいております、心から敬意と感謝を申し上げます。

医療機関・薬局におかれては、日頃から診療・処方、調剤（以下「診療等」という。）時に当該システムを活用することにより、本人であることや患者本人の同意を得た場合には薬剤情報等の閲覧が可能となっており、重複投薬や併用禁忌の確認などが可能となっております。

しかしながら、極めて低い確率ではあるものの、保険者による加入者のデータ登録に誤りがあった等の理由により他人の資格情報が紐付けされ、患者本人以外の薬剤情報等が閲覧される事案が発生しており、保険者による正確なデータ登録に向けた取組を進めているところです。

医療DXにより国民に安心・安全でより質の高い医療提供が可能になる中であっては、デジタル時代に対応した医療情報の適切な取扱いが求められるところ、こうした状況を踏まえ、改めて診療等を実施する場合の確認について御高配いただくよう、お願いいたします。

その際、上記の確認の方法について、考えられる対応例について下記のとおりお示しますので、貴管下の保険医療機関、保険薬局等に対して周知いただきますよう、協力方お願いいたします。

記

1. 診察等時における確認方法例

医師若しくは歯科医師が診察・処方する際又は薬剤師が調剤する際、これまでも、例えば、丁寧な問診やお薬手帳による確認等により、本人であることや実際の薬剤の服用状況、併用禁忌等について確認いただいていることから、マイナンバーカードによるオンライン資格確認により閲覧した薬剤情報等を診察等において活用する際も、同様に確認することが考えられる。

2. 受付窓口における確認方法例

現在、保険者による正確なデータ登録に向けた取組を進めているところであるが、当面の間、上記1のほか、患者がマイナンバーカードを使って当該医療機関・薬局を初めて受診・利用する場合や保険者を異動した場合、受付窓口においても、必要に応じて、オンライン資格確認時に表示された資格情報と以下の情報に相違がないか照合確認を行うことが考えられる。

- ① 初診・初めての来局の患者の場合は、診療申込書や問診票（薬局の場合は初回質問票）に記入された患者情報（漢字氏名、カナ氏名、性別、生年月日、住所）
- ② 再診・再来局の患者の場合は医療機関・薬局で保有する患者情報（診療録、調剤録、医療保険請求に関する情報等）

その際、①、②の情報とオンライン資格確認時に表示された資格情報が突合できない場合又は①、②の情報が得られない場合については、患者本人に口頭で氏名、生年月日、住所（資格情報に住所が表示されない場合には保険者名称）等を確認することにより、本人確認を行うことが考えられる。